

平成25年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月19日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成25年9月19日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 認定第1号 平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成24年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成24年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成24年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成24年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成24年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第16号 平成24年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第17号 平成24年度可児市水道事業会計決算認定について
- 議案第43号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

5. 出席委員（19名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	伊藤 英生
委員	林 則夫	委員	可児 慶志

委	員	亀	谷	光
委	員	伊	藤	健
委	員	中	村	悟
委	員	野	呂	和
委	員	川	合	敏
委	員	澤	野	伸
委	員	山	口	正
委	員	出	口	忠

委	員	富	田	牧	子
委	員	小	川	富	貴
委	員	山	根	一	男
委	員	天	羽	良	明
委	員	酒	井	正	司
委	員	山	田	喜	弘
委	員	板	津	博	之

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	佐	藤	誠
健康福祉部参事	小	池	百合子
こども課長	酒	向	博英
健康増進課長	井	藤	裕司
こども発達支援センター くれよん所長	井	上	さよ子
学校教育課長	林		眞司
学校給食 センター所長	渡	辺	哲雄

教育委員会 事務局長	籠	橋	義朗
健康福祉部次長	安	藤	千秋
高齢福祉課長	高	井	広吉
国保年金課長	大	澤	勇雄
教育総務課長	山	本	和美
教育文化財課長	長	瀬	治義

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高	木	伸二
議会事務局 書記	小	池	祐功

議会事務局 議会総務課長	松	倉	良典
議会事務局 書記	上	田	都

委員長（伊藤 壽君） 皆様、おはようございます。

出席委員も定数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、当委員会に付託されました認定第1号から認定第17号までの各会計決算及び議案第43号から議案第46号、平成25年度各会計補正予算のうち、教育福祉委員会所管部分に対する質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言してください。

それでは、お手元に配付した事前質疑に沿って1問ずつ行います。

重複する質問につきましては、事前質疑を提出していただいた全ての委員に順次説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。その他の質疑につきましては、事前質疑終了後に改めて発言していただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁してください。

それでは、議案第43号から議案第46号、平成25年度各会計補正予算について、野呂委員より質疑いただきますようよろしくお願いいたします。

委員（野呂和久君） おはようございます。

資料番号8番、ページ数2ページ、こども課私立保育園等保育促進事業について質問をさせていただきます。

私立保育園の職員の賃金改善のための補正との説明でした。補助金の使える項目は今回は職員賃金のみ限定しているのか、または各保育園ごとに使い道は判断が許されているのか。継続性のある職員賃金向上の事業でないと、各保育園ごとで補助金利用に差は出ないか。お願いいたします。

こども課長（酒向博英君） よろしくお願いいたします。

まず1点目の御質問にお答えいたします。

補助金の使途は平成25年4月から平成26年3月までの間に平成24年度の賃金水準以上の改善に充てることとされ、賃金改善以外の費用に充てることはできません。また、賃金改善の方法はベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金などによることとされています。

賃金改善を行う対象職員につきましては、全職員について同額の賃金引き上げを行う必要はなく、一部の職員、非常勤職員を含めますが を対象とすることや、勤続年数などにより改善額に差を設けて実施することは可能となっております。このような国の基準の中で、各保育園が賃金改善としての使い方を判断し実施していくことになります。

2点目の御質問にお答えします。

今回の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、国の安心こども基金を活用した緊急対策事業であり、現時点では平成25年度中の賃金改善のみが対象となっております。私立保育園保育士の処遇改善のためには、議員が言われますとおり、平成26年度以降もこの事業の継続

が望まれるところではございますが、平成26年度以降につきましては、安心子ども基金の取り扱いも含め、現時点では決定されておりません。以上でございます。

委員（野呂和久君） 今回この補助事業を受けられた市内の私立保育園は何軒中何軒かというのはどうですか。

子ども課長（酒向博英君） 私立保育園5園全部が申請をしております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（澤野 伸君） 資料番号8、ページ数4、小学校校舎大規模改造事業、中学校校舎大規模改造事業です。

誤植がありまして大変失礼いたしました。

空調設備設置基本設計業務委託料の金額の算出方法は、また、中学校の実設計委託料を差し引いた基本設計委託料はということをお願いいたします。

委員（酒井正司君） 全く同じ項目で、当該事業計画の経緯を時系列で御説明ください。

大きな新規事業は当初予算に盛り込み、十分な審議を経るべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

委員（川合敏己君） 同じところですか。

中学校費での空調設備設置基本設計業務委託料について、設計にかかる期間はどれくらいかかるのか。また、空調設備設置は次年度の夏と聞いているが冬・春休みでの対応は難しいのか。

委員（板津博之君） 同じところでございます。

小・中学校への空調設備設置について、中学校と小学校それぞれについて、何月から使用できるようになるのか。また、それに伴って長期休暇の短縮について検討しているかお答えください。お願いします。

教育総務課長（山本和美君） それでは、まず澤野議員の御質問にお答えします。

1つ目の算出方法についてということでございますが、基本設計委託料、実設計委託料とも、国土交通省が策定して公表しております官庁施設の設計業務等積算基準というものがございますので、基本的にはそれに基づいて今回の予算は積み上げております。ただ、実情に則しているかの確認のために参考見積もりもとった上で決めております。

それから、2つ目の質問の中学校の実設計を差し引いた基本設計委託料は、5校合わせて374万9,000円になります。

続きまして、酒井議員の質問にお答えします。

まず時系列の関係でございますが、空調設備の設置事業につきましては、平成23年度の終わりに市長のほうから教育委員会に対しまして、空調設備の設置の是非を含めて検討するように依頼を受けました。できるなら、昨年、平成24年の夏までにということでしたが、まずそれを受けまして平成24年度から各学校の気温測定、それから関係者へのアンケート調査による意見収集、近隣市の設置動向、導入費用や維持経費の試算などを行って教育委員会で検討を進めました。

また、一部時期が重なりますが、同じ時期に学校規模適正化検討委員会から、これは昨年の7月でございますが、提言を受けまして、教育委員会としての学校規模適正化に関する基本方針の検討を進めておりました。この基本方針の方向性によっては、空調設備のこの事業に大きな影響を及ぼす可能性があるということで、基本方針がまとまった段階で市長へあわせて報告する形ということになりました。

その結果として、平成25年3月末に夏場における教室内の温度を確実に下げるには、エアコンの設置が最も有効であると考えられるということをご報告いたしました。

それを受けまして、市長部局財政当局のほうで事業化の是非についての最終検討をしていただいて、今回補正予算としてお願いをしたという形になっております。

2つ目の当初予算で提出すべきではないかということでございますが、これにつきましては、議員が御指摘なさるとおりであると私も考えますが、この事業に関しましては近年では平成23年度に澤野議員、平成24年度に天羽議員、それから富田議員、そして平成25年度にはさきの6月定例会で再び富田議員から一般質問をいただいております。それから誠颯会、それから可児市議会公明党、日本共産党可児市議団から平成25年度予算への要望という形でもいただいております。それから可児市PTA連合会からも要望書をいただいております、何よりも近年の酷暑における子供たちの健康を考えると、できるだけ早く事業を行ったほうがいだろうという判断のもと、大変申しわけなかったですが、補正予算という対応で上げさせていただきましたので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、川合議員の御質問ですが、1つ目の設計期間についてでございますが、非常に業務量が多いので、この秋、早くても11月末ごろになると思っておりますが、発注いたしましても来年の3月いっぱいにかかると思われま。

2つ目の質問の実際の空調設備の設置時期でございますが、設計が今年度いっぱいかかると思われましますので、冬・春休みでの実施は難しいということです。新年度できるだけ早く発注したとしても、工事は夏から秋にかけてになると考えております。

続きまして、板津議員の質問に対してお答えします。

まず、1つ目の実際に使用できる時期でございますが、中学校については平成26年の冬、12月ごろを予定しております。小学校につきましては翌年平成27年の冬ということを考えております。

なお、これはあくまでもこれから進めます設計、工事の計画が予定どおりといった場合ですので、非常に業務量が多いということで、ある程度の計画変更も考えられるのでよろしくお願しいたいと思ひます。

それから2つ目の御質問で、長期休暇の短縮を検討しているかということでございますが、これによって今現在は、クーラーが設置されたとしても短くするということは検討はしておりません。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） この質疑に関してよろしいでしょうか。

委員（澤野 伸君） 具体的にまだどうこうということは、多分あんまりわからないかもし

れませんが、具体的に空調の形態というかそういうものってもう少し、ある程度形は見えてるんですか。外づけというか一般的な家庭用のようなものなのか、こういう一対式のものなのか、それによって大分物も変わってくるのかなと思うんですが。ある程度予想というか方向というのは示しているんでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 考え方としては、市役所みたいに廊下も全てをエアコンで冷やすというような考え方ではなく、教室それぞれを冷やすという考え方です。ただ、それがガスがいいのか、電気がいいのか、はたまたLPガスがいいのか、それと、例えば一般家庭ですと1つの部屋に室内機があって室外機があるんですが、例えばその教室の場合ですと、5つぐらいの教室を一まとめにして大きな室外機を1個置くとか、いろいろな形が考えられますので、それにつきましては今回委託に出します基本設計のほうで、いろいろなメニューがございますが、そういったこともメニューとして一番いい方法をそれぞれの学校で具体的に検討してもらおうというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 恐れ入ります、関連質問です。

私もお聞きしたいと思っていたのは、設計段階で、今おっしゃったのはやっぱりいろんなやり方があるということですが、要するに本体の耐久性だとか管理維持費が当然かかってくるわけですが、その検討はそれぞれの学校に任せるということではないと思うんですが、その基本設計の中にそういったものも盛り込むような形での発注になるんでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 基本設計の中には、そういう耐用年数的なこともあるんですが、まず導入の経費、イニシャルコスト、それからランニングコスト、両方あわせてライフコストということで、全てそれも例えばガスがいいのか、電気がいいのかということを検討するということがメニューに入っております。

一般的に言われますのは、電気だとイニシャルコストは低いんですが、ランニングコストがどうしてもデマンドの関係で高くなりますし、ガスですとイニシャルコストは高いんですがランニングコストが安いというようなことが一般的に言われておりますので、近隣でも電気を入れてみえるところもあるし、ガスを入れてみえるところもあるので、そこら辺も十分検討した上で最終決定をしたいというふうに考えております。

委員（川合敏己君） 設計と設置双方に係ると思うんですが、いわゆる業者、そういったものはどういった方向でというのは何かお考えございますか。

教育総務課長（山本和美君） 基本的にはこれは設備ということになりますので、どちらかというと管工事をされる業者が得意とされる分野というふうに聞いております。

可児市のそういった方向性としましては、できるだけ市内本社の業者に工事をやっていただけるとありがたいというふうには考えておりますが、ただ一度にたくさん出すことによって、受けきれないというようなことも考えられますので、その辺は十分調整しながらやっていきたいと思っております。

委員（山口正博君） 先ほどそれぞれの学校で検討と言われたんですけど、例えて言うと蘇

南中学校は電気で、中部中学校はガスでということがあり得るんですか。

教育総務課長（山本和美君） まず、ガスで一番考えられるのは東邦ガスさんの関係になるかと思いますが、実質的に今、東邦ガスさんが各学校に来ているのは桜ヶ丘小学校と東可児中学校は既に管が来ていますので使おうと思えば即使えるわけですが、そのほかにつきましては、近いところまで来ているところと、もう全然来ていないよという学校がありますので、当然そこら辺の、例えば負担金が発生するとか、つなごうと思ったら負担金が発生すると、そういったことも考えないといけないので、学校によってガス、電気というふうになることは十分ある得ると思います。

委員（山口正博君） わかりました。

設計ということになると、まだどういう方式でやるかということも決まっていないうお話なんですけれども、本来は設計ということになると、具体的にここはどういう形でやる、そういう今のインフラの整備もあると思うんですが、本来はそうやってから基本設計に入るべきじゃないですか。この学校はこういう方式が可児市にとって将来的にメンテナンスもいいと、コストもいいということの選定をまず調査して、それから基本設計だと私は思うんですけど、違いますか。

教育総務課長（山本和美君） 済みません、担当者との段階としてはいろいろ試算などはいたしました、やはり専門家の立場で最終的に見てもらうということも必要ですので、基本設計の中にそういった調査関係を含めて事業費の概算まで出していただいて、実施設計の段階で具体的にどういう配線でというような図面までできるというような形で進めたいと考えております。

委員（山口正博君） そうすると、おおむね今までの段階でここはこういうものがあるというものは出ていて、それをその設計会社のほうへ申し伝えて、その中でこれよりもいいものがあつたらというようなことで捉えていいでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 一応ガスとか電気、本当に試算、全くの素人ですので、試算という形では数字を一応持っておるんですが、ただそれはあくまでも建築士とかはいますが、設備に特化しているとかそういう意味ではございませんので、試算はあるんですが、それが果たして妥当かどうかということを検証しながら、全く違うものになるかもしれませんので、一応試算は持っています。

委員（板津博之君） 一応今後のスケジュールとしては、先ほどの答弁で平成25年11月末から平成26年の3月までに設計を終わって、平成26年の夏から秋で工事ということでよかったですよね。

また今後、先ほど課長の御答弁の中にも一般質問なり、会派からの要望ないしはPTAからの要望としても上がっておるということで、大変この事業は注目をというか、皆さん気にされていることなので、今後決まったことについては、また議会なり関係機関に御報告というかそういうことはもちろんやっていただけるんでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） ちょっと私どもの情報提供がかなり不足していたということ

は自覚しておりますので、今後はできるだけ実施設計ができる段階とか、そういう最終的にどういう形でやるとか、そういう段階で情報のほうを御提供させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 大変多くのPTAの人も議員も冷房装置については期待をしていたところなんで、大いに進めていただきたいと思います、最後に1点聞きたいことは、方針設定の問題です。

それは何かというと、各学校には太陽光発電装置をつくってきた経過があります。新たに学校の屋根貸しを事業化して対応するという側面も出ました。こういう複雑な状況設定があって、あと現行の学校の屋根に太陽光発電装置を追加してつくる余裕がある、ないというような問題だとか、クーラーを使うに際しては最終的には電気が要るわけで、いずれにしろ電気の供給体制が拡充されるということはコスト的にも重要な側面になるんだけど、この辺のぐちゃぐちゃした問題について、方針上整理されておるのか、これからいろいろと検討しなきゃならない状況なのか、どちらでしょうかということをお聞きしたいんですが、よろしいですか。

教育総務課長（山本和美君） 太陽光発電につきましては、今言われたように既に市として設置しているところと屋根貸しでお貸ししたところがございます。屋根貸しにつきましては、一番発電効率がいい学校を選定した上での屋根貸しということで、新たに太陽光発電を学校の屋根につけるといふ部分はなかなか難しい点もございます。それで、今学校に設定している太陽光発電だけで通常の電灯とかそういったものでほぼ消化されまして、年間の売上が大体13万円ぐらいの電気の売り上げがあるんですが、そういったことを考えますと、なかなかそれをエアコンのほうへ回して動かしていくということでは、全く多分足りないだろうというふうには考えておりますが、そういった部分につきましてもあわせて検討はしていきたいと思っております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） この質疑に関して、よろしいでしょうか。

委員（山根一男君） 今、太陽光の売り上げが年間で13万円。売り上げて利益の部分ですか。そんなに少ないですか。

教育総務課長（山本和美君） 可児市への収入として年間に入ってくるのが、ちょっと正確な数字があれですが、13万円強だったと思います。それはあくまでも、今言いましたように電灯とか、学校があるときはそちらに回すようになっていますので、実質的に売り上げがゼロの月もあります。ですので、あくまでも余剰を中電のほうに売電したのが13万円ということですよ。

委員長（伊藤 壽君） この質疑に関して、関連はよろしいですか。

それでは、そのほかの質疑を許します。

質問される方は、お1人質疑1回につき1問としてください。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、議案第43号から議案第46号、平成25年度各会計補正予算についての質疑を終了します。

次に、認定第1号から認定第17号までの平成24年度各会計決算について、富田牧子委員より1問ずつ質疑をいただきますようよろしくお願いいたします。

委員（富田牧子君） 資料ナンバー4の54ページ、地域福祉推進事業のところで、社会福祉協議会補助金の財源として多くが地域福祉基金からのように見られます。たしかそういう説明もありました。補助金が4,400万円ぐらいで、その他財源が4,700万円というふうになっております。このように地域福祉基金から社会福祉協議会補助金の財源とするということは、私は変ではないかと思うんですけど、前年はそういうことはありませんでした。今、地域福祉基金が1億6,000万円ですね、これ終わった後、平成24年の決算後が1億6,000万円です。平成25年も4,000万円か5,000万円ぐらい、この地域福祉基金からここに入れるというふうになっておりましたので、こんなことをしたら4年で終わってしまうということですね、地域福祉基金が。

このように財源を変更したのはなぜかということと、それからこの地域福祉基金について、これを使うためのルールというか決まりはないのかということをお尋ねします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 地域福祉基金の御質問についてお答えいたします。

地域福祉基金は、平成4年度に地域福祉の増進に資する各種民間活動の振興を図るための資金に充てることを目的とする基金として設置され、一般会計から拠出した原資と社会福祉のために寄附された寄附金を積み立てることで原資をふやしながら果実、利子分ですが、果実を社会福祉協議会補助金等に充当してきました。

平成20年度からはほとんど利息がつかず運用益がないため、果実運用型基金から一定額を社会福祉協議会への補助金に補助額に応じて取り崩す積立型基金に変更しております。

平成23年度の社会福祉協議会補助金4,715万6,465円は、基金の取り崩し額3,500万円が特定財源として充当されており、財源の全てが一般財源になっているわけではありません。

社会福祉協議会補助金は主に地域福祉活動、ボランティア活動を推進する社会福祉協議会の地域系の職員8人の人件費が補助対象になっており、基金の目的に従った内容であると考えております。

地域福祉基金の使用ルールについては特に定めておりませんが、今後も地域福祉事業などの基金の目的に従った事業に充当していくこととしております。

平成24年度決算での基金残高は1億6,530万円であり、現状の推移からすると数年後には基金が枯渇する見込みであります。残高がなくなった時点で廃止することになるのではないかと考えております。以上です。

委員（富田牧子君） すごくびっくりしたんですけど、というのはいろいろ寄附金もあって、寄附金もこの中に入っているということだというふうに、私は今までの地域福祉基金というのはそういう理解をしておりました。地域福祉のために使ってほしいということで、皆さんからいろんなお金が集まってくるというふうに思います。もちろん市が出した原資というの

はあるんですけども、それは職員の人件費というか、賃金に充ててくださいというのではなくて、本当に個別のいろんな福祉のところで必要とするところに使ってほしいということで寄附をいただいたという、寄附の本来の皆さんのお志からしたらこういう使い方というのはいいんでしょうかというのを私は思うんですけども、それで幾ら何でも利子が出なくなったから、ここからお金を使って社会福祉協議会の職員の賃金に充てますよと、本来はこれは経常経費のところだから、一般財源であるのは当然だというふうに思うんです。社会福祉協議会はなくてはならないそういう組織ですから、これがなくていいと思っている人は誰もいないし、市の職員ではできないけれども社会福祉協議会の職員がいろいろやってくれて福祉が進むということがいっぱいありますので、そのお金を基金からやって、あと4年ぐらいしたらもうここなくなりますよということを言って平然としておるといふこの感覚をすごく疑うんですけど、なくなったらまた一般財源から出すという、そういうことでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 基本的に廃止された場合は、一般財源や国・県の補助金などで賄っていくこととしております。

平成20年以前につきましては、利子分を社会福祉協議会の補助金の特定財源として充当していたり、寄附金についてそれぞれ必要な事業に充てているということもありました。

しかし、先ほど申しましたように、利息が多くないということで、果実を運用するということにはならないということになりましたので、基金を有効活用するために社会福祉協議会補助金等の特定財源にすることに変更したということでございます。

委員（富田牧子君） 本当にこれは、この福祉のところで言うのかどうかということですけども、私はその福祉に携わる人たちが、これは自分たちの福祉のお金だからそんなふうには手をつけないでほしいぐらいの頑張りを見せてほしかったなと思うんですね。平成24年度の決算を見たら、大変多くが財政調整基金へ回って、財政調整基金がまたうんと積み増しされたというそういう中で、お金がないわけじゃない、一般財源がないわけじゃないです、絶対に。だからこの基金は寄附された人のお気持ちもあるということで、本当に福祉のために使うということで、経常経費に使うんじゃないで、福祉の個別のいろんな事業で本当に必要としているところに使うというふうに使いたいからこれには手はつけてもらっては困りますとか、それぐらいのことは、何か福祉に携わる人だったら頑張っていたきたいなというふう思うんですけど、いかがですかね。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 言われるとおりですので、福祉の担当としましても財政担当と交渉しながら、福祉の充実には努めていきたいと考えています。

委員（山口正博君） 本当に単純な質問なんですけど、私の認識不足かもしれませんが、寄附金というのは運用するためのお金なんですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 寄附金の目的によりますが、福祉に役立ててくださいと一般的に言われる場合は、この地域福祉基金に積み立てる場合が多いということです。

それ以外に、具体的にどここの施設の充実を図りたいといった具体的な寄附金の申し出があれば、そういったものに充当するということになります。

委員（山口正博君） それでは、先ほど説明があった利息が低くなって運用ができなくなったからそれを使うというのは間違いですよ、違いますか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 基金条例に地域福祉基金の目的が定められておりますので、その目的に従った活用をするということです。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 同じく54ページ、地域福祉推進事業です。

災害時要援護者システムの詳細はどのようなものか。

また、それを今後どう活用するか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 災害時要援護者システムについてお答えいたします。

平成23年の東日本大震災においては、犠牲者に高齢者や障がい者が占める割合が大きく、災害時に自力で迅速な行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっています。

災害時における避難支援に当たるためには、平常時から地域における避難支援体制の構築に努めることが重要であり、そのためには地域の災害時要援護者の情報を集め、台帳を作成することが必要になっています。本市では災害時に支援が必要な方が地域で支援が受けられるようにするために、平成20年から民生児童委員の協力により災害時の要援護者台帳を作成し、災害時要援護者台帳システムで管理しております。

平成25年7月末でひとり暮らし高齢者、介護が必要な高齢者、障がい者など2,545人の情報が登録されております。登録内容は、病気等の個人情報、親戚等の緊急連絡先2名、安心パートナー2名、地図情報などです。

災害時や防災訓練時に地域で利用できるようにするため、要援護者台帳、地図情報のコピーを民生児童委員、自治会長に配付しております。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動、要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。

今後、災害時要援護者システムを内閣府が定める指針に基づいた内容に修正していくこととしております。

また、市が福祉政策として、災害時要援護者の把握をすることは、調査をしている民生児童委員の日常の見守りにもつながり、支援を求める人には安心感を与えております。

自治会で独自に名簿を作成し、積極的に取り組んでいるところもありますが、地域の格差がありますので、情報がほしい自治会も多いと考えております。

市としては、今後も地域において災害時に支援が必要な方に的確に支援ができるように、支援されるように防災安全課と連携し、災害時要援護者の情報収集と情報提供を行うとともに、自治会独自の台帳、ハザードマップの作成支援に努めていくこととしております。以上です。

委員（天羽良明君） ありがとうございます。

今後の活用なんですけれども、今各自治会で紙ベースでいただいて、金庫のほうにしまっ

て、いざというときに使おうというふうに想定はしております。

今後、ITの時代ですので、こういったものを紙ベースからITのデータベースという形に使い勝手をしやすくしていくような今後の計画なんかいかがでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 特に紙ベースからパソコンデータ等で提供するということは現時点では考えておりません。

委員（山口正博君） この災害時要援護者台帳ですけれども、いろいろと自治会の会長さんたちに聞くと、全く金庫にしまっておいて一切見られないと。災害のときは見てくださいよということなんですけど、災害のときに、例えてここに人数がかなりたくさんあった場合、どうやってそのものを把握して、誰が誰に分散させるかというような問題があるような気がするんですけれども、そのあたりのこれをつくられた有用性というのは配慮されておるのでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 自治会からの意見としまして、金庫にしまっただけでは非常時に使えないといった意見もございます。個人情報管理するということでもありますので、個人情報について理解していただくように丁寧な説明をしていきたいと考えております。

それから、要援護者に関する情報につきましては、各自治会でうまく利用していただくように、共助の取り組みの一つとして取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

ふだんの見守りが災害時の支援につながるということが基本になっておりますので、自治会等で共助の取り組みの一つとして取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

委員（山口正博君） そういうことであれば、やっぱり見守りって誰を見守るかということですね。その要援護の人が誰なのかということが、少しでも大勢の方にわかってもらっていないと見守れないと思うんです。個人情報保護法では、有用性に配慮しつつ個人の情報を守りなさいと言っておるわけなんです。ですから、その有用性をシャットアウトしているわけですね、今、金庫の中へ入れちゃって。ですから、それでは役に立たんと思うんで、今後いろいろと、もうちょっとそのあたりを、その要援護者台帳をつくる時に、ここまで情報は情報として出しますよというような了解をとっておけば、私はいいと思いますので、そういうようなことも考えられるんですけど、今後そういうことの取り組みはなされていきますでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 個人情報ですので、本人の同意があれば提供もできると思いますので、個人情報だけを重視するのではなくて、本来の目的である支援につながるための手段として活用できるようにしたいと考えております。

委員（伊藤健二君） 今のやりとりにかかわってではありますが、個人情報との関係で運用がなかなか大変だというのがあって、担当当局の皆さんも大変苦労されている現状があると思うんです。

個人情報にかかわって、本人の同意がとれているかという話については、土田の自治連合会が民生児童委員連絡協議会の皆さんとまず相談をし、この課題についてどうやるかという打ち合わせをし、いろんな諸課題の整理をした上で自治連合会の会合の場で、各自治会長に

担当部局から来ていただいて、土曜日の夜の会合の時間にしっかり説明をしてもらったという経験もあって、その中の説明では、個人情報そのものについては本人がまず同意をしている、そういう使われ方をすることについて同意されて、それがリスト化されたものが厳重に保管されておるわけなので、どこからどこまでの情報をどのように活用して広げるかについては、各自治会の取り組みの温度差に応じて必要な配慮をしがてら使うんだということやられているというふうに説明を受けましたが、個人情報はそういう意味で管理もされつつ適正な対処でやられているというというふうに理解をしておりますが、それに間違いありませんね。確認の御答弁をお願いします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 8月に各自治連合会単位に説明にお伺いして台帳の更新を行いました。

同意については、訓練時に使ってもいいですよということと、災害時に使ってくださいよという同意になっています。基本的にそういった活動であったり支援であれば、各地域でうまく利用していただきたいということです。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 55ページをお願いします。

老人在宅福祉事業です。前年度対比約432万円減額で在宅福祉のレベル維持は図られましたか。

高齢福祉課長（高井広吉君） お答えいたします。

いきいき住宅改善助成金とシルバーサポーター派遣事業の廃止が約432万円の減額の要因でございます。

いきいき住宅改善助成金は介護保険の利用でできる住宅改修の上乗せ分を市独自で補助していたもので、年間16件ほどの利用でありました。

一般住宅の段差改修や手すりの取り付けは、20万円程度でできると国も試算していますし、本市でも申請のほとんどが20万円弱であります。

介護保険サービスの改修で行っておる実績でございますが、平成22年度が251件で2,485万円、平成23年度は272件で約2,992万円、平成24年度は295件で約3,203万円を支給いたしております。

また、シルバーサポーター派遣事業につきましては、65歳以上の単身や高齢者の世帯が対象で、年間100人弱の利用がございましたが、大半の方が訪問介護サービスを受けられる認定者であり、両者とも維持は図られていると思慮いたします。

また、今後の在宅福祉につきましては、平成24年度の実績報告書にもあります桜ヶ丘ハイツ地区社協への補助金のように特定個人への財政支援から社会全体を支える仕組みづくり、介護給付から地域支援事業に移行させていくことが福祉政策全体の方向性でありますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

委員（酒井正司君） 御説明の内容、よくわかりましたが、いつも私、気になるんですが、個人への直接補助、助成はよくないということ。確かに言葉尻をとればそういうことだと思

うんですが、ただこれは最終的に個人へ届かないサービスというのはあり得ないし、それはサービスと言わないんです。受け皿が団体であるか、あるいは組織化されているかという判断材料はそこにあるだけの話であって、最終的なサービスというものは各個人が享受しなければならないということで、言いたいところはいろんなそういう社会情勢、あるいはそういう福祉制度の変遷で変わっていくのは仕方ないと思うんですが、やっぱり多様なサービスといますか、そういうものはぜひともいろいろ今後も検討していただければと思います。以上です。

高齢福祉課長（高井広吉君） そのようなことで考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 次の56ページの最上段のほうですけれども、高齢者生きがい推進事業の中で、可児市シルバー人材センター運営費補助金1,230万円についての使途及び算出根拠につきまして、御説明いただきたいと思います。

高齢福祉課長（高井広吉君） お答えいたします。

シルバー人材センター運営補助金について説明させていただきます。

使途につきましては、定年退職後の高齢者に対して、地域に密着した臨時的かつ短期的な就業を確保・提供する就業機会確保事業の運営経費として870万円。内訳でございますが、人件費が630万円、管理費が120万円、事業費が120万円です。

企画提案事業として、要介護者、要支援者などの移動支援を行う福祉有償運送事業の臨時職人の賃金、福祉車両のリース、宣伝広告費などに200万円、遊休農地での特産品生産と定年退職者などによる新規農業従事者への掘り起こしを目的とした菅刈ゴボウ、久々利米を生産する事業の加工委託料や農地の借り上げ料160万円、合計で1,230万円を補助いたしました。

算出根拠につきましては、国が定めますシルバー人材センター事業執行方針により、国庫補助基準金額が決められており、運営経費はセンターの規模別ランク、AからCのランク別がございますが、可児市シルバー人材センターはAランクの補助金額となっております。

また、企画提案事業は最大3年間の事業として、1事業の年間補助金の限度額が200万円以内と基準がありまして、その根拠に準じて市も市補助金を算出いたしております。以上でございます。

委員（山口正博君） 今、Aランクってあったんですけど、Aランクっていうのは一番補助金が出ておるといのか、ちょっとそのAランクというのを説明していただけませんか。

高齢福祉課長（高井広吉君） 山口議員の言われたとおり、一番たくさんの補助金が出ておるとい、それは会員数ですとか就業延べ人数の比率で決まってくるので、よろしく願いいたします。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（川合敏己君） 57ページ、知的障がい者福祉事業。

ケアホーム建設に対して助成を行ったか、妥当な助成額、率であったか。よろしくお願

します。

これは昨年、たしか秋ぐらいだったと思うんですが、瀬田の教職員住宅跡地に対して、公募をかけたときに、それから話がなかなか進展していないようなことをちょっと聞いておりますもんですから、素朴にこの助成額、率について質問をさせていただきました。よろしくをお願いします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） ケアホーム建設補助金についてお答えいたします。

ケアホーム建設補助金は当市で現在不足している障がい者施設の建設を促進するために交付しております。補助額は可児市障がい者福祉関係施設等整備費補助金交付要綱で規定されております。この要綱では国が定める基準額に対して、国が2分の1、県が4分の1を補助することになった施設に対して、市は県と同額の4分の1を補助することとしております。

国が定める補助対象事業費は2,533万2,000円で、本市の補助額は633万4,000円となっております。県の補助額、補助率と同じでありますので、妥当な額、率と考えております。

なお、平成22年に発生した豪雨災害の被害対応として、のり面改修に対して222万3,000円を追加交付しております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 58ページの地域生活支援事業です。

障がい者週間啓発事業について、目標としている誰もが暮らしやすい共生社会づくりに啓発事業として十分な事業内容か。

委員（富田牧子君） 同じところの地域支援事業のところ、平成24年度に新規事業として始まった短期入所支援はどうだったのかということをお伺いします。

委員（山根一男君） 同じところ、地域生活支援事業ですけれども、下段のほうで日中一時支援事業7,250万8,484円（利用者186人、1人当たり約38万9,000円）は、平成21年度1,329万7,616円（利用者126人、1人当たり10万5,000円）に比べ、1人当たりの支給額が3年間で約3.7倍にはね上がっている。どのような理由からでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 障がい者週間の啓発事業についてお答えいたします。

可児市での障がい者週間での取り組みは、市民が障がい者の活動に対して関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することを目標にして活動しております。

事業費は各施設で生産された啓発物品の購入費と啓発シールの購入費の合計で17万7,380円支出しております。

障がい者週間の活動内容につきましては、平成24年12月9日に市内の大型店3店舗で4カ所の障がい者施設で生産された物品を配布し、障がい者の活動に対する関心と理解を深めるための啓発活動を行いました。

また、12月8日と9日には、1店舗において障がい者施設のブースを設け、直接市民と交

流しながら販売することにより、障がい者の地域社会への参加促進を図ることを目的に実施しました。

可茂学園、ふれあいの里可児、ピュアハート姫、ひだまりが参加しております。

障がい者週間の活動としては、十分な啓発内容になっていると考えております。

障がい者週間以外でも、車椅子ツインバスケットボール中学生大会の開催や広報誌による啓発に努めております。

また、ふれあいの里可児では、公民館祭りなどの市内イベントへの参加やケーブルテレビで活動の内容を放映するなど、積極的な啓発活動を行っております。

民生委員の活動においても、障がい者との交流会を開催するなどの取り組みが行われております。以上です。

続きまして、短期入所支援事業について御説明いたします。

身体障がい者短期入所利用促進事業については、身体障がいを有する者が市内の施設で短期入所を利用できる環境を整えるため、介護施設、病院において、身体障がい者に対し短期入所サービスを提供した場合、1日当たり3,300円の補助をしております。平成24年度の当初予算では15人が月平均4日の利用を予定しておりましたが、実際に利用されたのは2人で延べ56日の利用でございました。

補助金の支給額は18万4,800円でございます。

短期入所について、関係者25人にアンケートを実施したところ、希望としては月平均5日間利用したいが、実際は利用できない、利用していないとの回答が寄せられています。

利用しない理由としては、瀬田の杜と社会保険病院を利用したことがないため利用するのが不安である、施設が満床であったため利用できなかった、老人を対象にした施設に障がい者が一緒に入ることは難しいなどの理由を上げられております。

また、通所施設など障がい者の特性を理解している施設で利用できるようにしてほしいとの意見もありました。

現在、瀬田の杜と岐阜社会保険病院が身体障がい者の短期入所を受け入れていますが、新たに短期入所できる施設はふえていない状況であります。

また、平成24年度から瀬田の教職員住宅の跡地を利用して、障がい者施設を建設する事業者を募集しておりましたが、現在応募はありません。

今後も障がい者短期入所サービスの充実を図るために、短期入所ができるケアホームなど障がい者施設の誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、日中一時支援事業の増加の理由について御説明いたします。

1人当たりの支給額が増加した理由は、1人当たりの平均年間利用回数が増加したことと1回当たりの支給額が増加したことによります。

1人当たりの平均年間利用回数については、平成21年度の22回から平成24年度では施設の増加、定員の増加などにより、61回と約2.8倍に増加しております。

また、1回当たりの支給額については、送迎加算の増加などにより1.3倍増加しておりま

す。

これらのことにより、1人当たりの支給額が3.7倍に増加する結果となっております。以上です。

委員（山根一男君） 日中一時支援の事業ですけど、それまで特に平成21年の状態では、利用したくてもできない人、あるいは回数に制限が強かったとか、そのような理由からであるのでしょうか。妥当なところはどこにあるかというのはなかなか難しいかもしれませんが、先ほどの短期入所のほうでアンケートをとられたり、いろいろと検証されているようですけれども、妥当なところというその見解がもしありましたら、あるいは近隣の市町に比べてどうかとか、そのような見解がありましたら、教えていただきたいと思います。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 1人当たりの平均年間利用回数は平成23年度と平成24年度ではほぼ増加がとまっております。施設数の充足により利用したい回数が利用できているのではないかと感じております。

ただし、利用者につきましては毎年増加しておりますので、延べ利用者数は今後も増加するのではないかと見込んでおります。

今後、日中一時支援事業につきましては、ただ預かることが目的の施設ではなくて、療育も行う放課後等デイサービス事業へ移行し、サービスの向上が図られるよう働きかけていきたいと考えております。以上です。

委員（野呂和久君） 先ほど事業内容を説明していただきまして、ありがとうございました。

障がい者、また障がい者団体の方が地域へ出ていくというか、そういう活動ということでいろいろ事業内容を説明いただいたというふうにとりました。

逆に、その市民の側が障がい者の方を理解する、そうした事業というのはあったでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） ふれあいの里は地域のイベント等に積極的に参加して、地域の方と交流を深めるといった活動もしております。

社会福祉協議会でも学校に対して障がい者の理解をしていただくための取り組みもしております。いろんなところで障がい者と触れ合う機会をふやしながら、障がい者が住みなれた地域で住んでいけるように取り組んでいきたいと思っております。

委員長（伊藤 壽君） これらの質疑については、よろしいですか。

委員（伊藤健二君） 先ほどの答弁の中で、教員住宅跡地で新たな事業ということで応募をかけているけど、手が挙がらないという状況説明がありました。

地域的には大変期待はされているところなんで、こういう事業者が出てこないという状況は、この課題で出てこないというのは全県的な傾向なのか、もしくはこの可児・加茂地域等の地域特定の何らかの事情があるのか、それとも事業者の自力向上の課題で大きなおくれがあるのか、どういうことなのでしょう。その辺はどう分析をして、対策としてあるのなら何を考えてみえるかお示しいただきたい。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 瀬田の教職員住宅の跡地につきましては、いろんな事業者

から問い合わせはありましたが、結果的に応募はされなかったということです。

応募されない理由としては、障がい者施設で製造したものを販売する場合、販売しにくい地域だということも言われておりました。それと、先ほどの川合議員からの質問もありましたように、補助金だけでは建設できないということで、自己資本が相当必要だということも事業に参加できないといった理由になっております。

今後も瀬田の教職員住宅の跡地であったり、可児市が所有している土地の有効活用を図るために、これから応募していただくような取り組みもしていくこととしております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） これらの質疑について、ほかにはよろしいでしょうか。

委員（川合敏己君） そうですね。今お話をされた答弁をいただいた中にありました、そういう事業者を募るというところに関しては、これは社会福祉法人を対象に今後も考えていかれるというふうに考えてよろしいですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） はい、社会福祉法人を対象に考えております。

社会福祉法人については安定的な経営が期待されるということですので対象にすると。NPO法人等で事業を実施されているところもありますが、安定性からいうと社会福祉協議会のほうが安定性があるということで、社会福祉法人を対象にしたいと考えております。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） よろしく申し上げます。

61ページ、児童福祉ひとり親家庭支援についてお尋ねします。

申しわけないですけど、質問項目に上げませんでしたけれども、把握していらっしゃると思います。まず、ひとり親家庭の世帯数から最初をお願いします。

質問に入ります。

高等技能訓練の受講可能な対象となる訓練の種類というのは、とりあえず看護婦さんの学校ということはよくお聞きするところですが、ほかにも対象となる職種で、もしこういので機縁があって看護学校しかないというような規定があったら、そういったことも教えてください。

それから、高等技能訓練促進費を支給された人の修了(卒業)率と就職率、いわゆる追跡調査等々がされているのかどうなのかというところをお尋ねします。

そして3点目です。

訓練期間中、本人、あるいは家族への、本人には心理的なサポート、小さい子供を抱えた親御さんが多いわけですけれども、そういう子供さんへのサポートは行き届いているんでしょうかというのが3点目。

そして、ひとり親家庭というのは数年前からもお話が出ていますけれども、若い父親が小さな子供を引き取るというケースもちらほら、私の知り合いでもおりますけれども、ふえてきております。そういったことについての拡大検討してくださっているということでござい

ましたけれども、どういうふうになっているのでしょうか、お答えください。

こども課長（酒向博英君） まず、最初のひとり親家庭の世帯数でございますが、一番正確な、正確というか実態に近い数字は、福祉医療のひとり親家庭の受給者数、これとほぼ一致するというふうに考えております。9月1日現在で申しますと、母子家庭が905世帯、父子家庭が86世帯の合計991世帯でございます。

それから、次の質問の訓練の種類でございますが、種類は高等技能訓練促進費等支給実施要綱で定めておりました、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他市長が必要と認める資格というふうに定めておりました、この市長が必要と認める資格の想定には、美容師とか理容師、歯科衛生士、そういったものを想定しております。

それから、修了率と就職率でございますが、平成24年度に養成機関での就業を修了した人数は3人で、3人が全員就職をしていますので、平成24年度に限れば、いずれも100%ということでございます。

内訳は看護師が2人、介護福祉士が1人でございます。

追跡調査の御質問もいただきましたが、受給した人全てが今現在そこで就職しているかどうかという完全な追跡調査までは行っておりません。

それから、本人、家族へのサポートでございますが、市が行う定型的なサポートというものはありませんが、この受給者は毎月請求書と前月の就業状況の報告書、これは履修した科目の内容等を文書にしてこども課へ提出することになっておりますので、本人が窓口に見えて、何か相談があれば親身に応じているという状況でございます。

それから、父親対象についてでございますが、今年度からこの制度がひとり親家庭の父親も対象になっておりますので、対象の事業としては、母親も父親も全く同じでございます。以上です。

委員（小川富貴君） 本当に大切な事業をやってくださっていて、ありがとうございます。

追跡をしていませんということでございましたけれど、事業が始まってどういうふうな形で税金が生きて次の納税者になってくださっているのかということをやろうと思えば、割とシステムに載せれば簡単にできることだというふうに思いますので、今後はそちらのほうも展開していただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

こども課長（酒向博英君） 先ほど平成24年度について申し上げましたが、平成20年度から平成24年度、5年間についてお答えしますと、19の方が終了されているということで、途中でちょっとほかのお仕事にかわられた方が見えますが、それ以外の方はほぼ就業を終えて就職をしているという、そういったその時点でのパーセントはつかんでおりますが、その方たちが2年後、3年後果たして就職されたところで現在も働いておみえになるかということにつきましては、実際把握をしておりませんが、今おっしゃられたように、この事業の今後のPRのためにもそういったことは重要だというふうに考えています。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 62ページのすくすくキッズネットワーク事業です。

新支援プログラム「ノーバディーズ・パ - フェクト」の参加者の声や反応はどうだったか、よろしくをお願いします。

こども課長（酒向博英君） この親支援プログラム「ノーバディーズ・パーフェクト」は核家族化や子育て環境の変化に伴う母親の孤立感や子育てに関する悩みを軽減することを目的に平成24年度から新規事業として実施しております。

昨年度は、7月4日から8月8日にかけて、毎週1回2時間の講座を6週にわたって連続開催し、定員12人の参加がございました。

ですので、応募された方はこの6週間連続で参加していただくということになります。この募集の1つの特徴は、もちろん広報を見て、手を挙げてみえる方も見えますが、きつznaルームですとか、保健センター、児童センターにおいて、そこにおける職員がかかわる中で、ぜひともこういったタイプのお母さんにはこのプログラムに参加していただきたいという方が見えれば、積極的に声をかけて、その声をかけたことによって参加していただいたという方もたくさんお見えです。

このプログラムは毎回、認定ファシリテーターの進行により参加者中心のプログラム構成によりまして、みずからの悩みや問題をみずからで考え、答えを導き出すということに重点を置いております。

参加者は転居によって身近に相談できる友達や、力を貸してもらえる親族がいない中での子育てに孤立感を強く抱いている母親ですとか、人見知りであまく人の輪に入れない母親も多かったようですが、講座を続ける中で徐々に自分をさらけ出して、本音で語り合う場とすることができたというふう聞いております。

受講後の参加者へのアンケートではプログラムについて非常によかったが12人中11人、普通が1人との結果が出ています。

自由意見には自分を振り返ることができた。いろいろな人の子育てを知ることができた。自分のいらいら感の感情に向き合い、それについて考えたり、子育てについて前向きに考えられるようになったなどの多数の肯定的な意見がございました。以上です。

委員（野呂和久君） 御答弁ありがとうございました。

定員12名で応募は何名ぐらいいらしたんでしょうか。

こども課長（酒向博英君） 昨年度は12名応募されて、12名全員が受講されたということでございまして、ちなみに今年度ですと、第1回目が既に終わっておりますが、13名で今年度の第2回目が今募集中ということでございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 65ページ、児童クラブ運営事業です。

今後、民間委託等を検討していく予定はありますか。また、カリキュラムにおいて子供たちの学力向上や国際感覚能力向上をサポートする項目をお考えでしょうか。

こども課長（酒向博英君） 1点目の民間委託につきましては、今年度総合政策課から民間活力の導入による事務事業の見直し指針が示されてございまして、この指針では市の全事務事

業を対象として指定管理者制度導入の可能性の検討が始まっております。キッズクラブにつきましても、この指針に照らし合わせ、また他市の事例等も参考にしながら、民間委託等の可能性や課題については、検討を進めていくこととなります。

次に、学力、それから国際感覚ということですが、キッズクラブは学力向上の場ではなく、子供たちの自主的な遊びや運動を通じて、また指導員が子供の成長を促す適切な遊びを教えることによって健全な成長につながるよう日々保育を行う場であります。

放課後児童クラブ指導員の研修体系と児童館職員の研修体系や内容が同じであることから、も主は遊びや体験が中心であるということが言えます。

したがって、キッズクラブにおきましては、学習の時間　これは宿題をやる時間　ということですが　　をとり、子供が自主的に学習に取り組むよう指導はしておりますが、学習内容についての指導はここでは行っておりません。

一方で、キッズクラブにおいて、学校や家庭ではなかなかできないことを体験させることは、子供の育ちにとってよい影響があるというふうに思っております。

普段の放課後においては、時間的にも難しい面はありますが、長期休暇期間中はこの夏休みのようにボランティアが参加することでいろいろな体験をさせることができます。

あるキッズクラブでは、ボランティアの方が英語で子供たちと遊んでいただいたと、そういう事例もございます。

指導員だけではできない活動もこうしたボランティアと子供たちのかかわりを通じて、例えば英語に興味を持つ子供たちがふえれば、好ましい方向であるというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 68ページ、予防接種事業です。

子宮頸がん等ワクチン接種は延べ接種者数1,483名、中学校1年生から高校2年生の女子を対象でした。6月に副作用による被害があるとの報道を目にしましたが、本市は大丈夫でしたでしょうか。また、今後についてどう考えてみえますか。

委員（野呂和久君） 同じです。

子宮頸がん予防ワクチンの延べ接種者は1,483人とのことだが、本市での副作用事例は確認されているか、予防接種を補完する今後の子宮頸がん予防対策としてどう取り組んでいくのか、よろしくをお願いします。

健康増進課長（井藤裕司君） よろしくをお願いします。

まず、本市での副作用の事例は確認されているのかという点についてお答えします。

可児市においては、子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応の報告はございません。

それから、今後の予防対策をどのように考えているのかという点についてお答えします。

今後は国において副反応症例について調査を実施した時点で専門家による評価を行い、積極的な干渉の再開が判断されるものと考えておりますが、これが判断されるまでの間は、子宮頸がんを発症するリスクを正しく御理解いただき、また子宮頸がん予防ワクチンの接種に

よるリスクも説明させていただいた上で、接種者の方に選択をしていただくというものであると考えております。

予防対策としましては、ワクチン接種以外に子宮頸がん検診がございます。

子宮頸がん検診については、20歳以上の女性を対象に毎年実施しております。2年に1度は検診を受けていただくよう呼びかけており、今後も継続をしていきます。

また、未受診者の受診干渉も3年さかのぼって行っており、特に無料クーポンを配付させていただく方を中心に行っております。

あと、それ以外に成人式において可児市からいろいろな資料を配付させていただいておりますが、その中に20歳から始める子宮頸がん検診の冊子を配付しております。

今後、高校生へのPRというのも検討していかなければならないのかなあというふうに考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） この質疑に対してはよろしいでしょうか。

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 70ページです。

最上段で、母子健康診査事業です。

特定不妊治療助成296万6,276円の利用人数等の内訳及び事業2年目だが告知方法等に何か工夫をされているか、質問します。

健康増進課長（井藤裕司君） お答えします。

まず、利用人数でございますが、特定不妊治療費助成につきましては平成23年度から助成を開始しておりますが、平成24年度においては61件の申請があり、61件助成をさせていただきました。

それから、特定不妊治療費助成の告知方法等の工夫についてでございますが、可児市のホームページに掲載をさせていただいて周知をさせていただいていることと、それから岐阜県の特定不妊治療費助成事業の申請時に可児市の助成事業を周知してもらうようにということで、中濃保健所のほうへ申請に見えた該当者の方に可児市の助成事業の周知をするチラシを配布させていただくようお願いをさせていただいているところでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 70ページ、健康づくり推進事業です。

市民の身近な健康づくりとして、歩こう可児302運動を全市的に実行してみえます。この運動をさらに浸透させるために、自治会、地域と連携の地域展開はどのように考えますか。
健康増進課長（井藤裕司君） この運動を全市的に浸透させるためにということで、どのような地域の自治会等と連携をしているかということでございますが、まず毎年5月に開催されております自治会長研修会におきまして、歩こう可児302をPRする資料を全自治会長さんに配付をさせていただいております。

この歩こう可児302運動につきましては、平成23年度に歩こう可児302宣言、これを

して以降、健康づくり運動普及推進協議会の協力をいただきながら、各地でウォーキング大会を実施し、それをきっかけに少しずつ地域での自主的な活動が起こり始めていると考えております。

特に活動が定着してきている、わかば302であるとか、今渡台302、こういったところは自治会の協力を得ながら実施されておりまして、活動もスムーズにできているように考えております。

歩こう可児302運動につきましては、自治会と連携して自治会の活動として自治会員の方全員を対象に実施していこうというものではございませんが、自治会さんが自治会活動の中で、これをツールとして取り入れていただければ、それは非常によいことでありまして、自治会が実施する、例えばウォーキング、それからウォーキング講座、健康教室、こういったものに市としてできる積極的な支援をしていきたいと考えております。

基本的には、自分の健康づくりとして歩いてみようと思われた方が仲間に声をかけて、その活動の輪が少しずつ広がっていくということを期待しているものでありまして、その活動が自治会に認められていく形が理想ではないかと考えております。

自治会に認められることによりまして、自分だけでなく、みんなのために活動したいと思えるようになり、それが自分の生きがいにもなり活動が長く続けられるのではないかと考えております。

ですから、市としては自分の健康づくりのためにまず歩いてみようと思ってもらえるようなきっかけとなる情報であるとか機会、こういったものを提供していくことに努めていきたいと考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、後ろの向こうの時計で、10時40分までの休憩といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

委員（山口正博君） そうしましたら、95ページが一番下のところでございますけれども、教職員住宅管理費ということで、春里教職員住宅の維持管理費は必要なかったのか。また、以前に解体計画があると聞いていたのですが、いつごろになりますでしょうか、教えてください。

教育総務課長（山本和美君） 春里教職員住宅の維持管理の経費でございますが、少額でございますので、実績報告書には記載がありませんが、議員御指摘のとおり、維持管理は経費がかかっております。

具体的にはケーブルテレビの利用料や用地内の街灯の電気代、それから建物の火災保険などの経費がかかっております。以上です。

それから、解体計画でございますが、来年度予算に予算要求をする予定でおります。以上

でございます。

委員（山口正博君） 来年の予算要求ということは、今年度中にまだ1人入ってみえるという話を聞いたんですが、以前に。出られて、来年度解体ということなんでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 平成24年度まで、この3月末までお1人入っておみえになりましたが、そこで退去していただきました。

その後は、ソニーの撤退に伴う緊急の入居者の方がひょっとして見えるかもしれないということで、それ用に9月末ぐらいまでは対応できるような体制をとっておりますが、それ以降は特に利用目的はありませんので、来年予算が認められれば、解体をしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 教育委員会会議と学校規模適正化検討委員会について、96ページかと思いますが、学校規模適正化報告では、現状維持ということの報告でございましたが、小・中学校の生徒数の偏りにより、例えば部活動等に影響が出ていますが、学力、教育環境、スポーツ環境等に格差の問題は生じていないでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 教育総務課と学校教育課の部分、あわせてお答えさせていただきます。

まず、学校規模適正化に関してでございますが、教育委員会としてまとめました基本方針は、議員御指摘のとおり当面現状を維持していくということになっております。

将来の児童・生徒数は、市の人口推計や住民基本台帳人口とも全体的に減少していくと予測されています。しかしながら、新たな住宅開発などにより増加していくと予測されている学校、特に蘇南中学校区でございますが、ありますので、今後も各学校における児童・生徒数の増減動向や教育制度の変化などの状況に合わせて見直しを行っていく予定にしております。

御質問の教育環境の格差についてでございますが、児童・生徒数が増加することで普通教室が不足する場合には、とりあえずは臨時的な対応としまして、転用可能な教室を普通教室に改修したり、プレハブ教室を新設するなど、各学校の状況に応じた最適な教育環境を整備して、計画的に行っていきたいと考えております。

しかしながら、今後適正な規模を大きく上回る状況が続いて、臨時的な対応で解消することが困難と予測される場合や、減少がさらに進んで、適正な規模を大きく下回るような状況が続くと予測される場合には、通学区域を変更するなど、適正規模化に向けた検討が必要になってくるというふうに考えております。

次に、学力、スポーツ環境等の格差の問題でございますが、96ページ下段にあります可見市学校教育力向上事業の4つ目に記載されているように、確かな学力を育てる指導等評価のために全国標準学力検査を実施しております。また、今年度の初めではございますが、全国学力状況調査を実施しております。

この結果から見ましても、小・中学校の生徒数の偏りによる学力格差は見られませんでし

た。また、スポーツ環境につきましては、大規模校で施設面などで課題はあるのですが、中学校の部活動は、地域の公民館、グラウンド等を活用するなどして対応しております。中体連等の成績などを見ましても、一部の学校に優秀な成績が偏るといった傾向はありません。よって、スポーツ環境の格差はないと捉えております。以上でございます。

委員（天羽良明君） ありがとうございます。

大規模のほうをちょっと中心に御紹介をいただきましたが、気になるのは、逆に言うと小さい学校のほうでございまして、共和中学校であったり広陵中学校であったりは、生徒さんが少ない関係でサッカー部がなかったりバスケット部がなくて、小学校のとき上手だった子が続けられないとか、そういったちょっとスポーツのほうで気になる点がありますが、この適正化のほうでも保護者のほうと教育委員会のほうの分析のほうがちょっとずれているというような部分が見受けられますが、スポーツの環境について、どういうふうにお考えでしょうか。

学校教育課長（林 眞司君） 今、御質問の件でございますが、広陵中学校につきましては、現在運動系の部活動が7つございます。文化系の部活動は2つで合計9部。それから大きな学校でいいますと、蘇南中学校でいいますと、運動系が14、それから文化系が6ということで20、この差が11ございます。

部活動につきましては、学校が学校長の責任において、実態に応じてということで決めてまいりますので、こういう数になってきております。その差のところでも今のような御質問になってきたかと思いますが、地域のほうでやる環境を整えていくという形で対応をさせていただいております。以上でございます。

委員（山口正博君） 学校の規模適正化のほうなんですけれども、今まで可児市は人口がふえていくのにつれて、住民が住んだところに学校ができてきた。学校ができて、今度その体系が変わったもんですから、偏りが出てきたということで、特に今渡北小、そして蘇南中がふえているのは、やはりひとり親家庭が物すごく多いんですね。ということは、やはり皆さん学校の近くに住みたいというのが、やはり子供を育てる方は皆さん思われることだと思うんですが、この件について当然そういった学校を動かすことはできませんので、人が動くことはできると思いますので、今の学校教育のほうから、要するに都市計画とか総合政策のほうへそういう施策をしてほしいというようなことを打診したようなことはないでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 教育委員会から都市計画に対して、そういった事業をやってほしいということを直接言ったことはございませんが、例えば空き家のバンクとか、そういった事業を都市計画課がやっているとか、そういう新たな住民を呼び込むというような施策は展開してみえると思いますし、教育委員会としても日本一の義務教育というような形で、お子さんがこの市で教育を受けたいというような形で新たに入れてもらえるような形で特に西のほうの団地が主だと思いますが、そういうような形で事業を進めさせていただいているというふう考えております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 96ページの同じく可児市学校教育力向上事業でございますが、昨年度から始められています学級アセスメント調査なんですけれども、これの調査委託の範囲はどのようなものがありますか。また、学校側で行うことは何があるんですか、教えてください。学校教育課長（林 眞司君） お答えをします。

平成24年度小学校3年生以上、中学校は全学年で実施をしました。

結果の集計や全国平均との比較等まで委託をしました。1人当たりの費用は1回につき400円でございますので、2回行いましたので800円となっております。

各学校では返ってきた結果をもとに、各学級の児童・生徒一人一人の生活上の困り感がないか等を確認したり、日常生活との観察と重ねながら、児童・生徒との面談をしたりしております。また、必要に応じて保護者との面談を行うなど、困り感が軽減されるように対応しております。

今年度1回目を終了いたしました。今年度の結果を見ますと、全国平均よりも満足をしているという満足群の児童・生徒の割合はかなり高くなっております。ということからも、成果があらわれてきているのではないかなというふうに捉えております。以上でございます。委員（山口正博君） そうすると、結果が出るところまでは全てその業者に委託をして、その結果をもらっているということ間違いはないですか。

学校教育課長（林 眞司君） そのとおりでございます。

委員（山口正博君） 昨年度、予算のときにはある程度、先生がそれをマニュアルに沿ってまとめるのかなあというふうに思ったんで質問するんですけども、やはり結果が出てきたものを私は見たことがないのでわかりませんが、やはりその設問に対していろいろな回答があると思うんですね。そこを見て初めて子供の何が問題なのかというのが、ふだん担任の教師が見ながら、よりいいものが出るのではないかなと思ったんですが、そういう方法というのはないんですか。

学校教育課長（林 眞司君） 子供を見るために、観察法と、それから面接法と、それから今のような調査法と、それからその他ということで日常的に保護者とか地域の方から情報をいただくということを随時やっております。その中の調査法が今の調査になるわけですが、それを重ね合わせながらやっていくわけでございます。

それから、Q Uのこの検査の結果につきましては、専門的な大学の教授にも入っていただいて、こういう見方をするといいよということで、見方の指導も同時に行っております。以上でございます。

委員（山口正博君） そうすると、そのQ Uアンケートですね、それをやる前と思えば、格段の実績が上がっておるということでしょうか。

学校教育課長（林 眞司君） 格段のというところまでかどうかはわかりませんが、実績は上がってきているというふうに捉えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 98ページになります。

一番上の段の教育研究所事業経費です。

その中の2番目、学校復帰支援プログラムの実績、経費内訳及びその評価はいかがでしょうか。

学校教育課長（林 眞司君） お答えをします。

学校復帰支援プログラムとは、いろいろな理由があって学校へ通学できなくなった児童・生徒に対する総合的な支援を指しております。例えばスマイリングルーム、研究所に開設しております。IT、インターネット等を使っての学習の実施でございます。それから、心の電話相談や来所相談等の相談活動等も実施しております。

平成24年度の実績でございますが、平成24年度、スマイリングルームへ通った児童・生徒は40名でございます。そのうち18名は、ほぼ毎日スマイリングルームのほうへ登校ができました。残り22名につきましては、ほぼ毎日とはいかなかったものの登校はできております。

それからIT学習のほうでは、IT委員会というのを設置しまして、その委員会で認定された7名のうち2名が部分的に登校できるようになりました。残り5名につきましては、家庭でのインターネット等を通じてのIT学習になります。ほかに1名がスマイリングルームへのほぼ毎日登校ができるようになりましたので、この1名を除けば7引く2引く1ということで、4名ということになります。

相談活動では、43名の児童・生徒にかかわって、延べ266回の相談があり、そのうち13名の児童・生徒が再登校、8名が部分登校できるようになりました。

心の相談員、1名と学習支援員1名、ほほえみ相談員1名の報酬として480万5,000円を支払っております。

臨床心理士、大学生を中心としたフレンドリーカウンセラー等もございまして、その謝礼として95万6,800円を支払っております。

それから、IT学習に行う回線アドレスというのがございまして、それが7本ありまして49万9,992円支払いをしております。

先ほど報告させていただいたように、この事業を通して学校への復帰、学校への登校ができなかったけれど、スマイリングルームへの通室ができるようになった児童・生徒がおり、実績が上がっているというふうに評価をしております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 101ページです。

教育振興費の中の中学校教育振興一般経費、中学校教材備品購入事業、この件でございますが、吹奏楽器の購入、吹奏楽器の修理はどの程度で実施されますか。また、小学校にも吹奏楽器のあるところがあり、老朽化していると聞きますが、それはその対象とならないのでしょうか、教えてください。

学校教育課長（林 眞司君） お答えをします。

吹奏楽器の修繕についてでございます。

中学校教育振興一般経費における吹奏楽器修繕料において行っております。

これは、毎年1校当たり8万円掛ける市内5校分の予算となっております。平成24年度はトランペット、クラリネット、サクソ、フルート等の修繕を行いました。

吹奏楽器の購入についてでございますが、中学校教材備品購入事業にて行っております。毎年1校のみで150万円を計上しております。よって、各学校は5年に1回の楽器購入となります。

平成24年度は中部中でしたが、平成23年度バリトンサクソフォンが急遽破損ということで、買い換えをした関係で、平成24年度は約95万円の計上となっております。

それから、小学校における吹奏楽についてでございますが、兼山小にマーチングバンドがございます。平成20年度に兼山小学校教材備品購入ということで、決算額は372万7,500円でございます。ここで購入しております。ところが、このときにチューバでございますが、予算の関係で高校から無償で譲り受けたもので、大変古くなったということで、平成25年度、今年度になってでございますが、40万円を予算化して楽器を購入しております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 109ページの郷土歴史館管理運営経費でございます。

歴史資料や民族資料の維持管理費は適切に行われているのでしょうか、お聞かせください。

委員（天羽良明君） 同じく可児郷土歴史館は、3,453名の来館がありますが、子供たちの来館状況は。

歴史館に古い民家が展示してありますが、貴重なものだというふうに思いましたが、古い建物でございますので、雨漏り等はございませんでしょうか。

教育文化財課長（長瀬治義君） お答えいたします。

可児郷土歴史館、荒川豊蔵資料館、兼山歴史民俗資料館、川合考古資料館の施設は、職員の不在のときにつきましては、警備保障会社に委託しましてセキュリティー管理を行っております。

また、収蔵資料につきましては、資料目録や台帳を備えまして管理しております。特に借用品でありますとか、主なものにつきましては、保険にも加入しております。

保存につきましては、民族資料ですとか古文書資料について害虫ですとか、カビへの対策としまして、平成23年度及び平成24年度に資料調査保存事業の中で、薫蒸を行うなどして対処しております。

それから次、天羽委員の御質問についてでございます。

子供 これは高校生以下でございますけれども の入館者数は平成24年度が17.5%、これは可児郷土歴史館でございます。平成23年度、その前年度につきましては30.7%ございました。遠足などの校外学習の利用の多い少ないが年度によって、その割合に大きく影響しております。なお、川合考古資料館につきましては平成24年度、子供の団体だけで換算しましても35%を占めております。

それから、平成24年度実績の郷土館管理運営経費にあります雨漏りの防水工事、これは本

館部分の1カ所に見られたものでありまして、この補修により改善できております。また、民俗史料館として活用している古民家につきましては、最近では平成22年度に屋根の部分修理をしております。どしゃ降りの際に雨漏りが見られたというところでの部分修理でございました。それ以前も適宜対処しております。現在のところは展示に支障の出るような雨漏りは発生しておりません。ただし、今後とも部分的な改修ですとか、あるいは吹きかえ工事というものが必要になってくるというふうに思っております。以上でございます。

委員（山口正博君） 川合と兼山は、まだ割と新しいといいますが、特に川合は公民館の中でございますのでいいんですけども、この前も久々利の郷土歴史館へ行きましたら、久々ですね、学校行っておったころぐらいですが、行きましたら、かなりやはり建物も老朽化していますし、先ほども御説明ありました古民家ですね。通常ですと、私子供のころはカヤぶきの家に住んでおりましたけれども、やはりああいったものは自然なもので、朽ち果てていくのは当たり前なんで、やはり今後、牟田洞窯の発掘も始まりまして、全体的に観光資源につなげていくということであれば、やはりああいったものは、なかなか今久々利でも古い家というのは何か武家屋敷で残っているのは、浅井家だけだというふうに聞いていますけれども、今あそこにあるものがそうかはわかりませんが、やはり見た感じではもう早急にかやぶきを全部やり直さないとあれはもたないなと思うんですが、この近いうちにそういう計画はありませんか。

教育文化財課長（長瀬治義君） 郷土歴史館に移築しております古民家、あれは老朽化、当然です。江戸時代の終わりごろの庄屋さんのお宅の移築でありますので、百何十年もたっております。

屋根の吹きかえ、もしくは部分修理、これはもう随時、あるいは一括で当然必要になってまいります。今後計画してまいりたいと思います。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 111ページ、郷土歴史館資料調査保存事業です。

ふるさと意識を高めるためにも、歴史館所蔵資料、豊蔵資料館などの文化財、建造物、牟田洞窯跡を保存しなければならないが、セキュリティー管理などをどのように対応していくか。

教育文化財課長（長瀬治義君） お答えいたします。

先ほどの御質問で述べました各資料館、歴史館のセキュリティーの管理については、職員不在のときについて警備保障会社に委託して行っているということでございます。

また、郷土歴史館につきましては、監視カメラによりますモニターチェックと警戒区域に不正侵入者があった場合の自動録画も取り入れております。荒川豊蔵資料館の再オープン後につきましては、監視カメラも導入してまいります。また、豊蔵資料館と続きにあります牟田洞古窯跡などにつきましては、今年度給付をいただいた4月以降、可児市警察署のほうに

お願いしまして、重点の巡視パトロール場所として適宜巡視をしていただいております。

また、10月以降は、大平古窯跡群と同様に牟田洞古窯跡につきましても、警備会社に委託しているパトロール地点に加えまして、夜間も含めて随時行っていきたいということを考えております。以上でございます。

委員（天羽良明君） 少しちょっと詳しくお伺いしたいんですが、牟田洞窯の場合ですと、山になりまして、川から来ようと思えば入ってこられるわけですが、そのセキュリティーは、例えばセンサーで察知できて、警備が飛んでこられるような、そういう精度の高いものなんでしょうか。

教育文化財課長（長瀬治義君） その敷地内の警戒につきましても、いろいろ職員みんなまで相談し、考えました。

いろんな制約がございまして、敷地内としての警戒は、セキュリティー管理はなかなか難しい。先ほど申し上げましたパトロールしかないだろうという結論に達しております。

1つの理由は、侵入路に対する警戒ということについては、あそこは途中にお墓がございまして、お墓に来られる方、お参りに来られる方は全然、不正侵入者でも何でもないのでございまして、そういう方に対してカメラを向けるのはちょっと考え物かなということも考えました。また、敷地内につきましては、夕方以降、夜、もう真っ暗闇でございまして。センサーによるライトをつけたところで、一瞬その姿が映る映らないということもあります。あるいは動物、木の風による揺れ、いろんなところで誤作動が非常に懸念されて、断念しております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（澤野 伸君） 資料番号4の115ページ、給食センター運営経費、運営経費の中に債権回収委託料が平成24年度新規に組み込まれていたが、実績はどうだったかということでお願いします。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） お答えいたします。

回収が特に困難となっております長期にわたる給食費の滞納者に対しまして、平成24年12月3日付で可児市学校給食費未収金回収業務委託契約を弁護士と締結いたしました。

そして、2世帯から11万4,470円の滞納給食費を収納いたしました。以上でございます。

委員（澤野 伸君） 6万円使って11万円回収したという計算になりますけれども、まだ未回収の部分というのはどの程度、もくろみがあったと思うんですけれども。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 今おっしゃいました6万円というのは予算額でありまして、実際に弁護士に払ったお金というのは、これは出来高払いということでありまして、そのうちの約20%が報酬として弁護士へ実際に支出になっております。

残額につきましては、基本的に契約額が145万8,707円、これだけの債権回収を契約上、委託したということでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 115ページ、給食センター運営経費です。

学校給食において地産地消推進事業と連携し、地元野菜の採用率向上にどのように努力をされましたか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） お答えします。

地元野菜を学校給食の食材として使用することに関しましては、平成22年の6月議会におきまして、天羽委員からの一般質問で答弁をさせていただいております。

学校給食は、調理時間の制限もありますので、使用する食材は形が整っていること、約1万食ぐらいの量が確保できること、また品質が良好で均等であることなどが求められます。

学校給食センターとして、地産地消の推進につきましては、給食センターの職員が可児市地産地消実行委員会の会議等に出席をいたしまして、生産者との情報交換を行ったり、またふれあい給食として生産者の方や地産地消の関係者を学校へお招きをいたしまして、子供たちと一緒に地元の食材を使った給食を食べていただき、食育を通じて地産地消の推進に努めております。

具体的な可児市の使用状況につきましては、年間を通じましては、可児のみそや可児っ子大豆、季節物として里芋や夏野菜を積極的に使用しております。使用料の推移につきましては、毎年上昇をしております。

今後も生産者の方や関係者と連携を密にいたしまして、可能な範囲での使用の向上に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） ページ127、介護保険特別会計です。

全国の介護保険料をおよそ見ると、安いところが秋田の2,800円というような金額があります。高いところでいうと、6,680円といったような料金が徴収されている市町もございません。

可児市は現在およそ4,900円、5,000円弱という金額でございます。これも発足当時は千数百円から始まって、徐々に段階的に値上げをされて、現在に至っている金額になります。

保険料金の値上げ、値下げについての議論は、特に平成24年度についてはどうであったかということをお尋ねしたいというふうに思います。

また、制度の持続性、今後またこのサービスをふやしていくというよりも、むしろ対象者がふえるという意味においてもですけど、制度の持続性をどういうふうに担当者として捉えられて、もしこれも主観になるのかもしれませんが、それも含めてできたら教えていただきたいというふうに思います。

高齢福祉課長（高井広吉君） お答えさせていただきます。

現在の可児市の介護保険料基準額の4,900円は、平成24年から平成26年度の3年間を定めた第5期介護保険事業計画において決定させていただいております。

算定の概要といたしましては、国が定めた計算方法に従い、3年間の介護給付率の推計を計算し、これに65歳以上の負担割合である21%、可児市は財政調整交付金の関係上、25.79%を掛けた金額を65歳以上の人口で除して基準額を算定しておりますので、値下げ、値

高齢福祉課長（高井広吉君） お答えします。

社会福祉協議会のほうとの協議によりまして、平成23年度までは社会福祉協議会のほうに委託しておりましたんですが、社会福祉協議会のほうの職員の確保がかなり厳しい、専門的な知識が必要でございますので、社会福祉協議会が集めるとなかなか職員が集まりにくいということもございまして、何とか市のほうでやっていただけないかということがあって、市のほうへ戻し入れたという経緯であります。

委員（富田牧子君） 済みません、それで、そのうちの1人を臨時職員で対応したというのは、正しい対応の仕方ですかね。専門の人が少ないと言いながら、臨時職員で対応しているということについては、どのようにお考えですか。

高齢福祉課長（高井広吉君） 臨時職員でありましても、資格を持った社会福祉士ですとか、ケアマネジャーの資格を持った方を当てておりますので、できると思っております。

委員（富田牧子君） 平成25年度も同じようなことでやっていきますか。

高齢福祉課長（高井広吉君） 平成25年度におきましては、今年度、これは出向職員3人となっておりますが、平成25年度については出向職員1人と、あと6人が臨時職員で対応しております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 129ページです。

あんしんダイヤル24が新しい事業として始まりましたけれど、運営状況と利用状況についてはどうか、本当にこれが介護をしている人の安心につながっているのかお尋ねします。

高齢福祉課長（高井広吉君） お答えいたします。

あんしんダイヤル24につきましては、高齢者の健康や介護の日々の悩みや心配事について24時間365日いつでも相談できるというフリーダイヤルで電話サービスを平成24年の9月からスタートいたしました。

運用状況につきましては、アズビルあんしんケアサポート株式会社に委託し、介護サービスや介護保険制度等の相談は介護専門員が、健康、看護の相談は看護師が、メンタルケアなどの相談は心理カウンセラーが、栄養指導は管理栄養士がそれぞれ相談内容により専門で資格を有する方が対応しています。

利用状況は、サービスを開始してちょうど1年となりますが、開始以来、30代から85歳以上の方より医療、健康相談、心理相談、介護保険制度などについて129件の相談があり、月に11件程度でございますが、御利用いただいております。また、利用時間帯はこの129件の6割近くが休日や夜間の御利用でございます。

介護者の安心につながっているかということでございますが、利用者の半数以上が30代から60代の方でございますが、この事業の相談に対応するのは、看護師を初め心理カウンセラーやケアマネジャーなど専門分野に豊富な知識と経験を持つスタッフが事業で培ってきたコ

コミュニケーションスキルを生かし、利用者のさまざまな御相談に対応し、耳を傾け理解し、利用者の納得ができるまで、それぞれの分野のプロフェッショナルが連携し、対応し、的確にお答えしており、介護者の安心につながっているものと考えております。

これからも広くPRし、利用者を上げていきたいと考えております。以上でございます。
委員（富田牧子君） 先ほど129件と言われたのは、今までということですよ。

こちらには82件と書いてあったので、ちょっとふえているとは思いましたが、それでちょっとお伺いするんですけど、その何とかというところに委託していて、全部のいろいろ言われた職種の人が、そこには必ず24時間常駐してお答えしていただいておりますか、どうですか。

高齢福祉課長（高井広吉君） お答えします。

82件というのは昨年度の実績で、129件というのは4月から8月までの分を含めておりますので、よろしく申し上げます。

次の質問の先ほど言いました専門員というのは、24時間全て対応しております。

委員（富田牧子君） 30代から85歳ぐらいまでであると言われてましたけれど、本当に介護に困っている介護者の方からの相談はどれぐらいなのでしょう。

例えば自分の健康相談とかそんなのは、はっきり言ってどうでもいいと思うんですよ。やっぱり介護のためにこれをやるということなんだから、今のこの介護で本当に困っているという、そういう相談は82件の中でどんなもんだったんでしょう。

高齢福祉課長（高井広吉君） お答えします。

例になってしまうんですが、45歳の女性の方からは、父親の介護について施設にするか在宅にするか迷っているとか、51歳の女性の方でありますと、デイサービスとデイケアについてどう違うのかという質問とか、母が骨折で入院中である、退院後のひとり暮らしが困難であるためどうしたらいいのかとか、そのような質問が寄せられております。

委員（富田牧子君） そんな相談で257万円も使わなきゃいけなかったのかというふうに私は思うんですけど、それって福祉の窓口で相談していただければ、幾らでも答えることができるという、そういうことだと思いませんか。何も専門家じゃなくても、市の職員の方で十分答えられる、市の方がもちろん専門家ですから、思うんですけど、そこら辺については、費用対効果としてこの問題はどう思われますか。

高齢福祉課長（高井広吉君） 現在、始めて1年ということなんですが、今、高齢者部会という部会を設けておまして、その中でこのあんしんダイヤル24ですとか、緊急通報システムですとか、徘徊システムについて、今後どのように進めていくかということをお各課長、部長を座長として今検討を進めております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 同じく包括的支援事業、任意事業費です。

包括支援センターについて健康づくり地域包括支援センターの活動の効果と課題は。

高齢福祉課長（高井広吉君） お答えします。

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるよう、医療、介護、福祉、健康など、さまざまな面から高齢者を支え、地域における包括的な支援を実現する役割を果たす総合的な機関として平成18年度に設置いたしました。

主な業務は、1つ目は介護予防ケアマネジメントで、健康教室などの介護予防事業と要支援の方の介護予防計画を策定しています。

2つ目は権利擁護業務で高齢者虐待の予防、早期発見、消費被害の防止や対応など、高齢者の権利を守る支援を行っています。また、権利擁護啓発として講演会も毎年開催しています。

3つ目は、包括的継続的ケアマネジメント業務で、市内の介護支援専門員で組織するケアネット可児とともにケアプランの点検や事例検討会、市内全介護サービス事業所を対象とした研修会などを開催し、ケアマネのシステムの向上及び関係機関との連携を図っています。

4つ目は、総合相談業務で高齢者の介護、医療、福祉に関する相談や悩みに、それぞれの専門員が専門性を生かし支援を行っています。平成24年度の相談件数は延べ1,957件でした。

この役割を発揮するために、チラシやパンフレットを作成し、各センターを周知するとともに、地域の関係団体の会合に積極的に出席し、個人や機関をつなぐネットワークを構築し、高齢者の支援を行っています。その結果、相談ルートは個人はもちろんですが、民生委員、自治会役員、ケアマネジャー、警察、病院など多岐にわたっていますが、丁寧に対応し、支援を行っております。

課題といたしましては、第1に包括支援センターの拡充でございます。

センターは地域つながり、地域づくりの活動の単位などと、地域の特性を踏まえた日常生活圏域ごとに1カ所設置することとされており、可児市では5圏域の生活圏域が設定されております。現在は4カ所のセンターで行っていますが、日常生活圏域ごとに5カ所のセンターを整備することが課題であります。

第2に、包括ケアシステムへの構築への取り組みでございます。

今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者人口の増加とともに高齢世帯、独居高齢者、認知症高齢者、要支援者の増加も予測されます。これらの高齢者を地域で見守り、支えていくためには、圏域ごとのニーズや課題を収集し、関係機関が効率的に連携できる体制づくりがセンターの担う役割と考えています。高齢者の相談機関としての役割を十分果たすために、適正な業務の運営と人員配置が課題となります。以上でございます。

委員（天羽良明君） 今度、文化創造センター a 1 a のほうで後見人制度に関する研修会をされるそうですが、やはり相談内容的にはそういう相談業務が多いんでしょうか。

高齢福祉課長（高井広吉君） 虐待の問題もありますし、後見人制度をこれからどうしていくということで、かなりそういう相談もあります。

委員（天羽良明君） 実際に、その後見人を制度として利用されている方は、可児市は何人ぐらいの方が。

高齢福祉課長（高井広吉君） 済みません、資料を持ち合わせておりませんので、お願いし

ます。

委員長（伊藤 壽君） では、後ほど御回答をお願いします。

以上で事前質疑は終了しますが、ここで9月17日の予算決算委員会総務企画所管分で継続となっております平成24年度一般会計決算における山根一男委員からの質疑番号2番の分担金及び負担金の不納欠損額、収入未済額についての質疑につきまして、総務部収納課からは全般的な回答がありました。それぞれ所管課に回答を求めますので、よろしく申し上げます。

お手元の資料1をごらんください。

こども課長（酒向博英君） それでは、こども課の分担金、負担金関係について、まず最初に御説明を申し上げます。

保育園保育料の不納欠損につきましては、件数は全部で4件で、主な理由は、3件は外国人が出国により行方不明になり徴収不能となったケース、残りの1件が時効消滅によるケースでございます。

次に、この保育料の収入未済額について御説明します。

収入未済額の金額の内訳は、現年度の収入未済額が254万2,460円、それから過年度の収入未済額が2,085万3,750円でございます。

滞納者数は96人、主な滞納理由は、経済的な理由やその他の理由により月々の未納が重なり、納付し切れない額に膨れ上がったケースが多いというふうには思っておりますが、また一方で、一部保護者の納付意識の低さということも関係しているということも考えられます。

平成23年度からは督促、催告の強化、財産調査、給与調査や差し押さえ、それから子ども手当、児童手当からの天引きなどを実施したことにより、未納額の割合は平成22年度以前と比較し、少なくなっております。

過年度の徴収額で御説明すると、平成22年度の徴収額が約470万円、平成23年度が1,480万円、平成24年度が1,280万円ということになっております。

以上が保育園保育料についてです。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 学校給食費であります。

不納欠損の17万4,080円につきましては、学校に籍がなくなってしまう、給食センターが所管している滞納者の中で、母国に帰国された方や複数回の住所移転を繰り返され、連絡がつかなくなった方などの未収分でございます。

収入未済額945万500円につきましては、過年度分として609万7,725円、現年度分が335万2,775円であります。

過年度分には、学校が所管している部分と給食センターが所管している部分があり、現年度分については学校が所管しております。いずれも学校給食事務取扱マニュアルの給食費の徴収に基づいて事務処理を行ってまいりましたが、期限内に支払いをしていただけなかったものであります。今後につきましても、このマニュアルに従い、適正な徴収に努めてまいります。以上でございます。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 福祉課所管の生活保護費返還金と福祉医療費助成金返還金について御説明いたします。

生活保護費返還金につきましては、被保護者が給与収入、生命保険の解約金、厚生年金などの収入があるにもかかわらず保護を受けたときは、相当額を返還しなければならないことになっております。

平成22年度の収入未済額は、61万5,000円になっておりましたが、生活保護世帯の増加により平成23年度から収入未済額も大幅に増加しております。平成23年度は920万732円、平成24年度は900万5,344円となっております。

平成24年度の滞納者は22人で、内訳は現年分3人、滞納繰越分19人です。22人中8人が被保護者、6人が所在不明者、その他8名となっております。徴収困難者が多くなっているという現状でございます。

徴収方策につきましては、13人と分納誓約書を取り交わし、毎月2,000円から3万円徴収しております。悪質な滞納者2名につきましては、弁護士に債権回収委託により徴収しております。分納制約による納付が滞る者に対しては、催告書、個別訪問により徴収に努めております。今後も分納誓約書に基づき確実な納付を指導するとともに、悪質な滞納者につきましては、弁護士に債権回収の委託をしていきたいと考えております。

続きまして、福祉医療費助成金返還金について御説明いたします。

収入未済額は、3万4,375円となっております。

福祉医療費助成金返還金につきましては、福祉医療の資格喪失後の受診による返還金です。返還金の調定額は13万2,705円、収入済額は9万8,330円、収入未済額が先ほどの3万4,375円、収納率が74.1%となっております。

滞納者は5名になっておまして、内訳はこども医療3人、母子家庭等医療1人、父子家庭医療1名となっております。

納期限内に納付されない方については、督促状、電話による催告を行っております。以上です。

こども課長（酒向博英君） 次の児童扶養手当返還金の収入未済額につきましては、件数は7件で、主な理由は、受給開始後に事実婚であることが確認された場合や、公的年金を重複していたことを確認した場合、また外国人が未届けで出国した場合などでございます。

次の児童手当返還金の収入未済件数は53件、次の子ども手当返還金の未済件数は7件でございます。

収入未済の主な理由は、いずれも外国人の出国、転出によるものです。出国や転出をしますと、手当の受給要件が喪失しますが、届け出がない場合はその事実が確認できません。受給者に手当の支払い通知を送付して、宛先不明等で市役所に戻ってきた場合は、それ以後の手当を一時差しとめるなど過払いの防止を行っているところでございますが、入国管理局からの出国通知や毎年の現況届が未提出であった場合、その後の調査で受給要件の喪失等、過払い期間が確認できた場合に、返還金として請求を行っているものでございます。

次の児童クラブ保育料の不納欠損は、件数は7件で、全部が時効消滅によるものです。

また、収入未済の件数は31件です。児童クラブ、現キッズクラブでは、3カ月連続して滞納した場合は退室となりますので、該当の滞納者は全員が退室していますが、退室後も引き続き、電話や文書等で支払いを催告しているという状況でございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関してはよろしいですか。

委員（山口正博君） 今、3課のほうから説明がございましたが、差し押さえ等をして払える人は、お金のある人なんですよ。お金のない人を差し押さえしても、差し押さえするものもないということの中で、この前の私の一般質問の中で、要するに生活困窮者自立支援法ができる前で、そういった相互支援をするべきではないかというお話をしたんですが、答弁では必要がないと。各関係課連絡をとって各団体ともやっておるということなんですが、各課ともこの対象者に対して、どのようなそういう連携をとられてきたか、おのあの御説明願えませんでしょうか。

委員長（伊藤 壽君） 回答はしていただけますか。まとめて回答できますか。

〔発言する者あり〕

ではよろしいですか、回答のほう。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 福祉課としましては、基本的には収納課が徴収につきましていろいろ指導しておりますので、その指導に従った対応をするということにしております。

特に、弁護士による債権回収業務の相談等を行いながら徴収しているということでございます。

それから、福祉事務所の各課につきましては、生活困窮の状況について、それぞれ協議しながら連携しながら対応しておりますので、そういった中で滞納についても連携を図って取り組んでいるということです。以上です。

こども課長（酒向博英君） こども課も同様に市税の滞納者等の情報、そういったことは収納課と連携をとって実施しております。

もう1つ、収納の強化ということで、各公立保育園、それから私立保育園との連携と申しますか、ということで、以前は督促状、催告書を市から直接郵送していたところを、園において直接園長等から滞納者に手渡すというようなことを実施することによって、保護者の納付意識も上がっているという実態はあろうかというふうに思います。以上です。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 学校給食費におきましては、平成22年から先ほど申しました学校に籍のなくなった方の滞納分については給食センターのほうで所管と、そのほか現在学校等に通ってみえる方については学校のほうで所管ということに分かれております。

支払いが困難な生活困窮者等については、要保護、または準要保護の認定を教育委員会で行っていただきまして、そういう措置もございまして、払えないという方は基本的に見えないという認識でおります。

そういった中で、先ほどから話がありますように、ほかの収納担当課とも連携をとり、または弁護士とも契約をしながら進めてまいりますが、いずれにしても、さまざまな方がお見

えになって学校との協議も必要になってきますので、非常に難しいとは思いますが、そういうことで、なるべく収納が上がるような方向で事務を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（山口正博君） ありがとうございます。

今のお話を聞きますと、ほとんど回収のことで連携をとってみえるだけで、私はこの前一般質問したときには、要するに自立支援ですので、こういう払えない方、多分この3課とも重なってみえる方もあると思うんです。ですから、その支援ということが私は必要だと思うんですが、部長がお見えになりますので、それでも相互支援は必要ないというふうに、要するに相互支援法ができるまでは、可児市はやる必要がないというふうにおっしゃられますか。健康福祉部長（佐藤 誠君） この件につきましては、当然回収という部分でのいわゆる各課の連携の中で回収、収納、そういった部分でございます。

一般質問でお答えした部分の相互支援という部分でいきますと、当然、まだ法案というものが通っておりませんけれども、通った折には相互相談というものが必須事業になっておりますので、その分はやるということですが、その間につきましては、この前申しあげましたように、本市の最優先課題というものをどういうふうに捉えるかということがありますけれども、この前一般質問の中でお答えさせていただいたように、必要な部分であるにしても、最優先課題としては捉えておられないということで、私のほうは捉えております。

ただ、こういった部分で自立支援という部分につきましては、生活困窮という部分であるならば、これは当然福祉課のほうの窓口にいっちゃったりとか、あるいは社会福祉協議会のほうの窓口にいっちゃった方については、こういったふうの自立支援につなげられるものがあるのかどうかということについては、その担当のところできちんと話をさせていただいておりますので、そういった部分でいうならば、総合的な支援を現在も行っておることだというふうに考えております。以上でございます。

教育事務局長（籠橋義朗君） 学校給食センターの給食費の件については、これは今の繰り返しになりますが、困窮のために支払えないという方については、別の制度があって、そういう方の給食費については市なりで負担をしています。

ですから、ここに残っている人たちは、それではなく払わない人たちということで、これは今後も督促を続けて支払っていただけるように、そして学校でなかなか支払えない場合は、給食センターの職員、または収納担当課と連携して、あくまでも払っていただけるような努力を続けていくということになるかと思えます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 以上で、この質疑の関連はよろしいですか。

高齢福祉課長（高井広吉君） 天羽委員の成年後見人の人数でございますが、成年後見人につきましては、東京の法務局へ申し立てて、それで決定されるものですが、家族の方や関係者が申し立てるものであって、市から申し立てたことは1件もございません。

現在、可児市の中に、先ほど言いましたように法務局の管理でございますが、人数につきましては、本籍地で管理されます。住所地で管理されませんので、なかなか数字的には難し

いと思いますが、平成24年の4月、ちょっと古いデータになりますけど、可児市の中に46人の方が成年後見人を利用されております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、そのほかの質疑を許します。

委員（山口正博君） 先ほど17番で1つ質問を忘れましたので、追加質問ということでさせていただきます。

学校教育課、中学校教育振興一般経費の部分でございますが、この中で中学校については毎年1校につき150万円ずつ5年間で補助をしておられるというふうにお答えがございましたが、ここへ兼山小学校がローテーションに入るということはあり得ないのでしょうか。

学校教育課長（林 眞司君） 今のところ考えておりません。

平成20年度に先ほどお話ししましたように、支援をしておりますが、今年度、平成25年度に40万円ということでやりましたんですが、今後どうなるかということについては、学校とまた協議をしながらというふうに思っております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、そのほかの質疑ございますか。

委員（伊藤健二君） 質疑ではなくて、小言の注文です。

この予算決算委員会関係資料、とりわけ実績報告書に円単位はきちっと書くようにという話を以前、1回しました。

今回の資料も、山根一男委員の質疑内容の説明のところには円という数字が出ているので、これを推して知るべしというふうに言えば、言えないこともないけれども、下の分担表の不納欠損収入未済額、全て円単位が漏れています。一部一番上に一言書けば済むわけで、必ずこの間の習慣を改めていただいて、必要な場所に1カ所きちっと書けばそれで済むことなんで、必ず書くようにしてください。お願いします。

委員長（伊藤 壽君） ただいま資料ナンバー1のこれの指摘であります。単位の表示をよろしくお願いしたいと思います。

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、認定第1号から認定第17号までの平成24年度各会計決算についての質疑を終了します。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。御退席ください。

それでは、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時58分

委員長（伊藤 壽君） 予定時間より少し前ですが、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。よろしく申し上げます。

それでは質疑の結果を踏まえまして、可児市議会として平成24年度決算審査の結果を平成26年度の予算編成に生かすために注意を喚起すべき事項など、委員長報告に付す、または附

帯決議に付したほうがよいと思われる意見をお聞きし、第3分科会において提言としてまとめさせていただきます。

それでは、意見のある方は挙手をして発言してください。

委員（酒井正司君） これはこの委員会に限ることじゃないんで、正・副委員長のほうで仕分けをしていただいたら結構かと思うんですが、今回の学校の空調設備のことで、こんな大きなものがいきなり出てきて何なのよという話をしたら、謝られたんですが、そういういわゆる新規事業への盛り込みというか準備を、何か思いつきで出てくるような事業が多いような気がするんですよ。そういう意味で、当初予算にしっかり盛り込むようにというような提言を入れていただきたいなあと思うんですが。

委員長（伊藤 壽君） 空調に関しては補正なんで、特にその件では取り扱いませんけど、新規事業は当初予算からという御意見です。

この意見について何か、ほかに意見がある方はお願いします。

この意見だけではなしに、ほかの意見がある方、どんどん出していただくようお願いしたいと思います。

委員（山口正博君） 何点かありますけれども、まず先ほど富田委員が1番目の資料4番のことでだったと思うんですが、例の基金の取り扱い方ですよ。使わないように考えますという答えだったんですが、やはり4年間で食いつぶしてしまうよりは、いずれ一般会計で賄わないかんということがわかっている以上、やはり一般会計から基本的には出すような形にして、基金というのは本当に突発的なときのために私は残しておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりのことで要望していけないかなというのが1点でございます。

委員長（伊藤 壽君） 今の意見に対して御意見ある方、お願いしたいと思います。

委員（山田喜弘君） 富田委員が御指摘のとおり、経常経費をきちんと一般財源で賄えるような事業を展開するように、よく予算を考えてほしいということを提言しておきます。

委員（川合敏己君） 私も同じところですよ。寄附をされる方の思いというのは、やはりしっかりとその基金の使い道の中に考えていかなければいけないものだと思います。だから、今回の議会から富田委員の質疑の中でそういったことがはっきりとわかったものですから、大切なところではないかなと思います。

委員長（伊藤 壽君） ほかに。

委員（伊藤健二君） 先ほどの空調の新規事業云々の議論との関係で、当局のいいわけを別に僕が代弁するわけではありませんが、今回のこの案件について見る場合は、一般論として新規事業についてはきちっと年度当初案で出してくるべきものだというのはそのとおりということをお前提にした上で、なおかつそれをさらにずれ込ませた何らかの諸事情があったものについて、こうした形で出てくるということは、事案によるけれども、やむを得ないものであったらというふうに、今回のこの案については認識を私は持っています。

それで、強調するならば、その新規事業はきちっと年度当初にということを書いた上で、諸

事情についてはわかりやすい説明をして補正予算提案をするようにというような形にしてもらったらどうかと思うんです。

先ほど、教育総務課長が繰り返し説明したとおりで、議会側から繰り返しの改善要請が年度をまたいで3年度にわたって出てきた。そのとき、またPTAからも要請が出ていて、そうした複数の方面から出ていた、そうせざるを得ないということを思いつつも、あれこれの条件、学区等の児童数の問題とか教室問題とかを出していましたね。それについて最終的に答えを出したのが遅いといえば遅いんだけど、その問題についてはやっぱりいろいろ経過をたどってやった結果として、最終的に6月議会で富田議員の質問に市長もやらなあかんということで、予算化を決断したような側面があるんで、そういう問題については、途中で大体議会の場合は承知し得るわけだから、その辺は押さえた上でやるということと、今回ここで補正でかけておかないと、26年冬、27年冬の建設実施というところが進んでいかないということですね。だから26年度予算との関係では、こういう補正の措置は生かされていくということから考えても、年度途中ではあるんだけど、必要なものは組み込んでいくということについて、迷わず決断してもらいたいということぐらいをつけ加える形で補強したらどうかというふうに、ちょっと感じましたので発言しました。

委員長（伊藤 壽君） 今回のあれは、平成24年度決算審査の結果をとということですので、余り補正のことを強調されると、ちょっと違うということになるかというふうには思います。大局的なことはいいと思いますけど、補正を強調されるとちょっと違った意味になってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（澤野 伸君） 別のところでいいですか。

款10項5目7文化財保護費で、緊急発掘調査事業、兼山城跡調査事業等々、十分に推し進めていただいて、本年国指定を受けることもでき、また牟田洞窯の発掘調査も本格的に進めるということで、非常に本年、歴史的文化遺産に注目された年ではないかなというふうに思っております。また荒川豊蔵記念館等々も発展的にいくということでありまして、今後、総合的また戦略的に歴史文化遺産を強調したような形での新たな政策を構築していただきたいということでの提言をさせていただきます。

委員長（伊藤 壽君） この件に関して御意見ある方、ございますか。

これ以外の意見でも結構です。どんどん出していただければと思います。

委員（小川富貴君） 私、前言うべきか、ここの委員会で言うべきか迷ったんですけど、ここの委員会で言うことのほうが正しいのかなと思いましたが、この委員会で出させていただきますが、市民部所管に生涯学習が移りました。私が手づくり絵本の課題を上げましたけれど、手づくり絵本というのはまさしく文化を生み出す作業であるというふうに思いますが、市民部の所管は、要するにまちづくり等々での運用をしていく機関であると思うんです。やはり担当者とお話ししていても、そこら辺の差異を物すごく大きく感じました。

機構改革があって、教育委員会事務局所管から市民部所管に移ったわけですけど、機構改革をやってみて、少しおかしかった、私はここのところ特に職員の捉え方、方向性からし

て随分と違うなあと、今の教育委員会事務局長だったら同じような結果には多分ならなかった、違う議論もいろいろされたんだろうというふうに思いますと、やはり機構改革でたくさんの方が市民部のほうに移っているんですけれど、そういったものをもう少し見直していくということも必要ではなからうか、順次必要になってくるのではなからうかというふうに思います。これも提言ですが。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの意見に関して御意見ある方、ございますでしょうか。

ほかの意見でも結構です。どんどん出していただくようにお願いします。

委員（山口正博君） 児童クラブの運営事業なんですけれども、今回教育福祉委員会で、1日でしたけれども、視察というか、その状況を見に行っていました。私の思ったところは、やはり夏休みだけという子供がどっと入ってきているので、今の施設では手狭だったということと、余りにも大勢に対して、専門的な人の人数も限られていますし、要はボランティアを何とか集めない子供たちの対応ができないような状況を見受けました。

行政評価にも、本来は親の就労支援であるものが、何かボランティアを集めることに目が行ってしまった評価委員のコメントがあったみたいなんですけど、本来はそうではなくて親の就労支援ですので、先ほども天羽委員の質問に対しての答弁で、民間委託というのでも考えられるというようなこともありましたので、夏休みの長期の休暇だけ分けたほうが、通年のキッズクラブが何かおかしくなってしまうんじゃないかなというふうに思いましたので、そのあたりの再検討をもう一遍していただきたいというような提言をしたいというふうに思います。

委員長（伊藤 壽君） 平成24年度の決算審査を踏まえてということですが、そのあたり、皆さんの御意見でも結構ですが、お考え、御意見をいただければと思います。

委員（富田牧子君） その問題は、いいか悪いかは別として、子ども・子育て会議というところで全てを含めて今後検討されるということですので、様子を見ないとそういう提言ってできないと思いますし、ちょっと時期が早過ぎるかなと思いますが。

委員長（伊藤 壽君） ただいまのような意見もいただきましたので、これも含めて、また分科会のほうで意見を交わしていただければと思いますが、よろしいですか。

委員（澤野 伸君） 質問番号24番、富田委員の質問の中で、129ページ、包括的支援事業の新規事業で安心ダイヤル24の運営状況について詳しく説明がありましたけれども、これ非常に、中身を聞いたらええっというような形で、当初予算のときに聞いていたよりも効果が本当にあったのかなという疑問を少し思っていて、1件当たり2万円程度の経費もかかっているような、単純割り算すると、そんなようなことがよくわかりまして、この辺のところも少し検討にのせたほうがいいんじゃないかなということも考えましたけれども、これは提言に結びつくかどうかはわかりませんが、ちょっと箇所的な話で申しわけないんですが、少し感想とまでにしてはあれですけど、思いましたので、少し発言させていただきました。

委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見のある方、ございますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ほかにございませんでしたら、副委員長より皆様方からいただきました御意見をまとめてまいりますので、よろしく申し上げます。

副委員長（伊藤英生君） 御意見ありがとうございました。6つにまとめられるかなというふうに感じました。

酒井委員、そして伊藤健二委員のほうから、新規事業へのあり方について御提言がございました。

2つ目が、基金の運用のあり方について、山口委員、山田委員、川合委員からございました。

3つ目が、歴史文化遺産への取り組みに対する御提言を澤野委員からいただきました。

4つ目が、小川委員から、機構改革についての提言がございました。

5つ目が、山口委員、富田委員から、児童クラブの事業についての御提言がございました。

6つ目が、澤野委員から、包括的支援事業費についての御提言がございました。

以上、6つに絡められると思いますが、補足等ございましたらよろしく願いいたします。委員長（伊藤 壽君） ただいまの6つの事項でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ただいまの副委員長のまとめをもとに、9月25日に開催する第3分科会において教育福祉委員会所管の提言案をまとめていただきます。その後、9月27日の予算決算委員会において、分科会長より報告をいただきますのでよろしく願いいたします。

以上で本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたしました。これで終了してもよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。なお、次回、9月27日午前9時より予算決算委員会を行いますのでよろしく願いいたします。大変御苦労さまでした。

閉会 午後1時17分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月19日

可児市予算決算委員会委員長